

JICA 海外向け  
機材調達の手引き  
(高額機材)

2017年2月

独立行政法人国際協力機構(JICA)

調 達 部

## 目 次

第1章 はじめに.....	1
第2章 JICA が取り扱う機材の種類と調達手続き.....	2
1. 機材調達の原則.....	2
2. 調達機材の種類.....	2
3. 契約予定金額と調達方法.....	3
4. 輸送方法.....	3
第3章 JICA の取引条件.....	4
1. JICA の取引条件.....	4
(1) 船積渡し.....	4
(2) 仕向地渡し.....	4
(3) 本邦指定場所渡し.....	4
2. 支払条件における留意事項.....	6
(1) 技師派遣業務等付随する業務がある場合の支払.....	6
(2) 前払.....	6
3. 契約金額に含まれる費用.....	7
4. 輸出者名に係る留意点.....	8
5. JICA の取引条件とインコタームズの関係.....	8
第4章 調達手続き.....	9
第5章 機材選定における留意事項.....	10
第6章 輸出規制関連規則の遵守.....	11
1. 輸出規制の概要.....	11
2. リスト規制にかかる確認.....	13
3. 米国再輸出規制にかかる確認.....	15
第7章 入札、契約締結、支払までの手続き.....	17
1. 入札会.....	17
参考資料: 入札会参加に当たっての留意事項.....	19
2. 契約締結.....	20
契約書の押印箇所(2箇所).....	23
3. 輸出管理.....	24
4. 立会検査.....	26
5. 引渡し.....	27
6. 技師派遣・現地工事等付随する業務.....	28
7. 契約金請求・支払.....	30

各様式は、JICA ウェブサイトの次の場所からダウンロードできます。

「ホーム>JICA について>調達情報>調達ガイドライン・様式>様式 一般競争入札(海外向け機材)」

([http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/oversea/op\\_tend.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/oversea/op_tend.html))

## 第1章 はじめに

独立行政法人国際協力機構（JICA）では、全世界約150カ国の開発途上国において、教育、保健医療、農業、環境、インフラ整備など幅広い分野にわたって、数多くの技術協力プロジェクトを実施しています。機材調達はこうした活動における重要な投入の1つです。

JICA 調達部では、これら技術協力プロジェクトの専門家や調査団員が現地活動で必要とする機材を中心に、JICA のボランティア向け機材や在外事務所向け備品まで、幅広い品目の機材を調達しています。中には試薬や器具、工具、部品、消耗品、車両、設備等も含まれますが、ここでは便宜上、全て「機材」と呼びます。

本手引きは、契約予定金額が 160 万円を超える機材（「高額機材」と呼びます。）の調達手続きを説明するためのものであり、競争に参加される皆様が、JICA の機材調達の手続きをよく理解し、円滑に業務を進められる一助になれば幸いです。

なお、本手引きについてのご質問等については、JICA 調達部契約第三課担当アドレス ([prtm2-kizai@jica.go.jp](mailto:prtm2-kizai@jica.go.jp))までお問い合わせください。

## 第2章 JICA が取り扱う機材の種類と調達手続き

### 1. 機材調達の原則

独立行政法人である JICA の予算は主に国からの交付金に依拠しており、予算の適正な執行を担保するため、公正性・競争性・透明性の確保を調達の三原則として定めています。

#### 【調達の三原則】

公正性・・・ルールに則り適正な手続きを行うこと。

競争性・・・複数者により価格競争を行い、より安価で質の高い調達に努めること。

透明性・・・調達のルールやプロセスをできる限り外部に公開すること。

上記の原則に則った調達を行うためのルールとして、JICA においては、「独立行政法人国際協力機構会計規程」や「一般契約事務取扱細則」を制定しています。JICA にて機材調達を行う場合は、JICA の規程に則った手続きを行います。

なお、これらの規程は、ウェブサイト（「独立行政法人国際協力機構法令・規程集」<http://association.joureikun.jp/jica/>）から閲覧することができます。

### 2. 調達機材の種類

JICA が調達する機材には、相手国政府からの要請に基づき供与される「供与機材」、JICA の専門家・調査団員・ボランティア等が技術移転や調査の実施等に使用する「携行機材」、JICA の在外事務所の備品や国際緊急援助隊の装備品などがあります。

技術協力プロジェクト等においては、日本と相手国とにおける国際約束により、関税が免除されるため、相手国政府が免税通関手続きを行います。

表1：JICA が調達する機材の種類

機材の種類	概要
供与機材	技術協力プロジェクト等において、相手国政府からの要請に基づき供与する機材（現地到着以後は、相手国の実施機関が機材を引取り、その所有物となる。）
事業用物品 ※	調査業務を遂行するための機材及び専門家・ボランティア等の技術移転に使用される携行機材等（JICA が所有し、専門家等に業務期間中は無償貸与される。業務完了後は、相手国の実施機関から要請があれば譲渡される。）
その他※	JICA の在外事務所の備品 国際緊急援助隊の装備品 等

※JICA の在外事務所の物品として管理されます。

### 3. 契約予定金額と調達方法

JICA は、1. に記載した関連規程に基づき、契約予定金額が 160 万円を超える場合（「高額機材」と呼ぶ）は、原則、「一般競争入札」で購入手続きを行います。

一方、契約予定金額が 160 万円以下の場合（「少額機材」と呼ぶ）は、原則、「見積合わせ」で購入手続きを行います。

表2：契約予定金額と調達方法

契約予定金額	調達方法	
160 万円超 (高額機材)	一般競争入札 (最低価格落札方式)	公告により広く一般から競争参加者を募り、競争参加者が一堂に会し、価格を記入した札を投函し、予定価格の範囲内で最も安価な価格を提示した者を契約者として選定する。
	一般競争入札 (総合評価落札方式)*	公告により広く一般から競争参加者を募り、競争参加者から技術提案書等の提出を受け技術評価を行い、一堂に会する入札会において技術点と価格点の合計点の最も高い者を契約者として選定する。
160 万円以下 (少額機材)	見積合わせ	複数者に対して、見積書の提出を求め、見積依頼条件に照らし、発注者にとって最も有利な見積を提示した者を契約交渉相手方として選定する。

\*総合評価落札方式は、現地工事が付随する場合など、価格に加えて受注者の技術提案の優劣を総合的に評価する必要があるときに行います。

### 4. 輸送方法

輸送方法については、基本的に容積や重量の大きい機材は海上輸送（海送）とし、容積や重量が大きい機材は航空輸送（空送）とします。ただし、前者であっても、振動に弱い精密機器の場合や事業スケジュールに合わせるために急ぐ必要がある場合などは空送する場合があります。また、一般的に海送の方が輸送費は安価になりますが、物量が少ないときなど空送の方が安価になる場合やなどには空送とすることもあります。

## 第3章 JICA の取引条件

### 1. JICA の取引条件

JICA の取引条件は、発注内容に応じて、表3のとおり、「船積渡し」、「仕向地渡し」、「本邦指定場所渡し」の3つがあります。各取引条件の主なポイントは次のとおりです。

#### (1) 船積渡し

- ① 「船積渡し」では、受注者は機材を調達し、輸出者として輸出通関手続きを行い、仕向地までの輸送と貨物海上保険を手配し、運賃・保険料を負担します。
- ② 受注者は運賃・保険料は負担しますが、受注者から JICA への危険(リスク)移転時期は、受注者手配の船舶・航空機に機材を積み込んだ時点になります。受注者は JICA の名前で JICA が指定する保険会社の保険を付保し、保険求償は JICA が行います。
- ③ JICA が日本で船積前に実施する検査に合格後、JICA は受注者に合格通知を发出します。JICA は、船積書類を受領後、受注者からの支払請求に対し、契約金額を支払います。

#### (2) 仕向地渡し

- ① 「仕向地渡し」では、受注者は機材を調達し仕向地への輸送までを行います。
- ② 受注者から JICA への危険(リスク)移転時期は、荷受人に機材を引き渡した時点となり、引渡しまでのすべての責任を負います。
- ③ JICA が現地にて引渡し前に実施する検査に合格後、JICA は受注者に合格通知を发出します。その後、JICA は、受注者からの支払請求に対し、契約金額を支払います。
- ④ 輸送途中において物品の損害あるいは損失があった場合は、受注者が代替品の納入もしくは修理を行うこととなります。貨物海上保険の付保については、受注者が必要性を勘案し判断してください。

#### (3) 本邦指定場所渡し

- ① 「本邦指定場所渡し」では、受注者は機材を調達し、JICA が指定する運送業者の指定倉庫(本邦指定場所)まで輸送します。
- ② 受注者から JICA への危険(リスク)移転時期<sup>1</sup>は、本邦指定場所に機材を引き渡した時点になります。
- ③ JICA が本邦指定場所への引渡し前に実施する検査に合格後、JICA は受注者に合格通知を发出します。JICA は、JICA 指定場所の入庫証明受領後、受注者からの支払請求に対し、契約金額を支払います。

なお、JICA では、次の考え方にに基づき、高額機材の取引条件を定めています。

- 機材が第三国製品であり、第三国から直接出荷し仕向地で引渡しを行う場合には「仕向地

<sup>1</sup> 滅失・損傷などの物品の契約不適合について、売主の契約違反の有無を決める基準時

渡し」とします。それ以外は「船積渡し」とし、日本で船積みし引渡しを行います。

- ▶ ただし、「船積渡し」として、輸送業務までを契約内容に含めると競争性が著しく損なわれるなどの場合には、「本邦指定場所渡し」とし、JICA が輸出する場合があります。

表3：JICA 海外向け機材調達における取引条件

	船積渡し	仕向地渡し	本邦指定場所渡し
契約内容 (注1)	機材を調達し仕向地(注3)までの運賃・保険料を負担し、船積までを行う。	機材を調達し仕向地(注3)への輸送までを行う。	機材を調達し、JICA の指定倉庫への輸送までを行う。
機材調達	受注者	受注者	受注者
検査のタイミング	船積前	仕向地における引渡し前	指定場所への引渡し前
出荷国	本邦	第三国	本邦
輸出通関 (輸出者)	受注者	受注者	JICA
運賃	受注者	受注者	JICA
保険料 (貨物海上保険料)	受注者 (注4)	— (注5)	JICA
仕向港における THC(注2)	受注者	受注者	JICA
輸入通関	相手国政府/JICA	相手国政府/JICA	相手国政府/JICA
受注者から JICA への 危険(リスク)移転時期	受注者手配の船舶・航空機 に機材を引き渡した時点	荷受人に機材を引き渡した 時点	本邦指定場所に機材を引き 渡した時点
支払条件 (注6)	本邦船積前検査合格後 (船積書類受領後)	現地納入前検査合格後	本邦納入前検査合格後 (JICA 指定の運送人の入 庫証明受領後)

(注1) 必要に応じて、据付技師による作業(技師派遣業務)等付随する業務が契約内容に含まれます。

(注2) THC(Terminal Handling Charge)(ターミナル・ハンドリング・チャージ)とは、コンテナ・ヤード内での荷捌き料金(荷卸し料を含む)です。

(注3) 仕向地は仕向(空)港の場合とプロジェクト・サイトの場合とがあります。プロジェクト・サイトを仕向地とする場合には、契約内容に仕向国内の輸送費を含めます。

(注4) 受注者は、JICA が指定する保険会社の貨物海上保険を、宛名を JICA として付保します。

(注5) 仕向地までの配送業務であり、受注者は、輸送途中において物品の損害あるいは損失があった場合は、自らの責任と費用で、代替品の納入もしくは修理を行います。貨物海上保険の付保については、受注者が必要性を勘案し判断してください。

(注6) 技師派遣業務等付随する業務がある場合には、機材引渡し時の支払金額は、契約金額から当該業務の対価を除いた金額の9割を上限とします。残額は、当該業務の検査合格後に支払います。

## 2. 支払条件における留意事項

支払条件については、以下の点にご留意ください。

### (1) 技師派遣業務等付随する業務がある場合の支払

技師派遣業務や現地作業・工事等の付随業務が契約内容に含まれる場合があります。この場合には、機材引渡し時の支払金額は、これら付随業務の対価を契約金額から除いた金額、すなわち、「輸送料・保険料を含む機材代金」の9割を上限とします。残額は、これら付随業務の検査合格後に支払います。

### (2) 前払

原則「検査後 100%払い」としますが、次の条件を満たす案件については、受注者からの要望があれば、契約金額の 40%を上限として前払いを認めます。ただし、前払においては、銀行等による保証書を提出していただきます。

#### 【前払を認める条件】

前払を認める契約の条件は次のとおりです。

- ① 予定価格が原則として 3,000 万円以上の契約であり、かつ、
- ② 次のア又はイのいずれかに該当する機材の調達であること。
  - ア. 船舶、船舶用機関、船舶のぎ装品、航空機、航空機用機関、航空機部品、車両、施設機器、訓練機器、通信機器、電子機器、プラント・医療機器等システムとして使用される機器類の建造、製造、改造又は修理あるいは設備の受注生産又は改造であって、契約締結日から船積みまでに 120 日以上を要するもの
  - イ. 第三国（又は、システム機材の一部を現地調達するなど現地調達品が含まれる場合には仕向地）で調達し仕向地で機構に引き渡すもの（外国から購入する物品であっても本邦で調達し船積前に機構に引き渡すものは除く。）

### 3. 契約金額に含まれる費用

各取引条件において契約に含まれる費用は表4のとおりです。

表4: JICA 海外向け機材調達における取引条件と契約金額に含まれる費用

	本邦指定場所渡し	船積渡し／仕向地渡し
契約金額に含まれる費用	① 機材代金 ② 国内輸送用梱包費用 ③ 本邦指定倉庫までの国内輸送費  <b>【輸出用梱包を契約に含める場合】</b> ④ <u>輸出梱包費用(注1)</u>  <b>【技師派遣業務等付随する業務がある場合】</b> ⑤ <u>技師派遣費用等付随業務の費用</u>	① 機材代金 ② 輸出梱包費用 ③ 輸出通関に必要な費用 ④ 船積(空)港までの輸送費 ⑤ 仕向(空)港までの運賃 ⑥ 貨物海上保険料(保険料) (ただし、仕向地渡しの場合は受注者の判断による) ⑦ 仕向(空)港における THC(注2)  <b>【仕向地がプロジェクト・サイトの場合】</b> ⑧ <u>仕向(空)港からプロジェクト・サイトまでの輸送費及び保険料</u> ⑨ <u>プロジェクト・サイトにおける荷卸し費用</u>  <b>【技師派遣業務等付随する業務がある場合】</b> ⑩ <u>技師派遣費用等付随業務の費用</u>

注1:「本邦指定場所渡し」の場合、輸出梱包を JICA で行い、契約金額に輸出梱包費用を含めない場合もありますので、入札条件を十分に確認してください。

注2:「船積渡し」及び「仕向地渡し」の場合、仕向港におけるターミナル・ハンドリング・チャージ(THC: Terminal Handling Charge)は、契約金額に含まれます。

なお、仕向地における輸入通関は、原則、相手国政府(又は JICA)による免税通関となります。相手国政府(又は JICA)による免税通関手続きの遅れにより、コンテナの超過保管料(デマレージ)が発生した場合には、その追加費用は相手国政府又は JICA が負担します(受注者の負担とはなりません)。

#### 4. 輸出者名にかかる留意点

「船積渡し」及び「仕向地渡し」の場合、現地における免税通関手続きのため、輸出者名は「受注者名 on behalf of JICA」としてください。

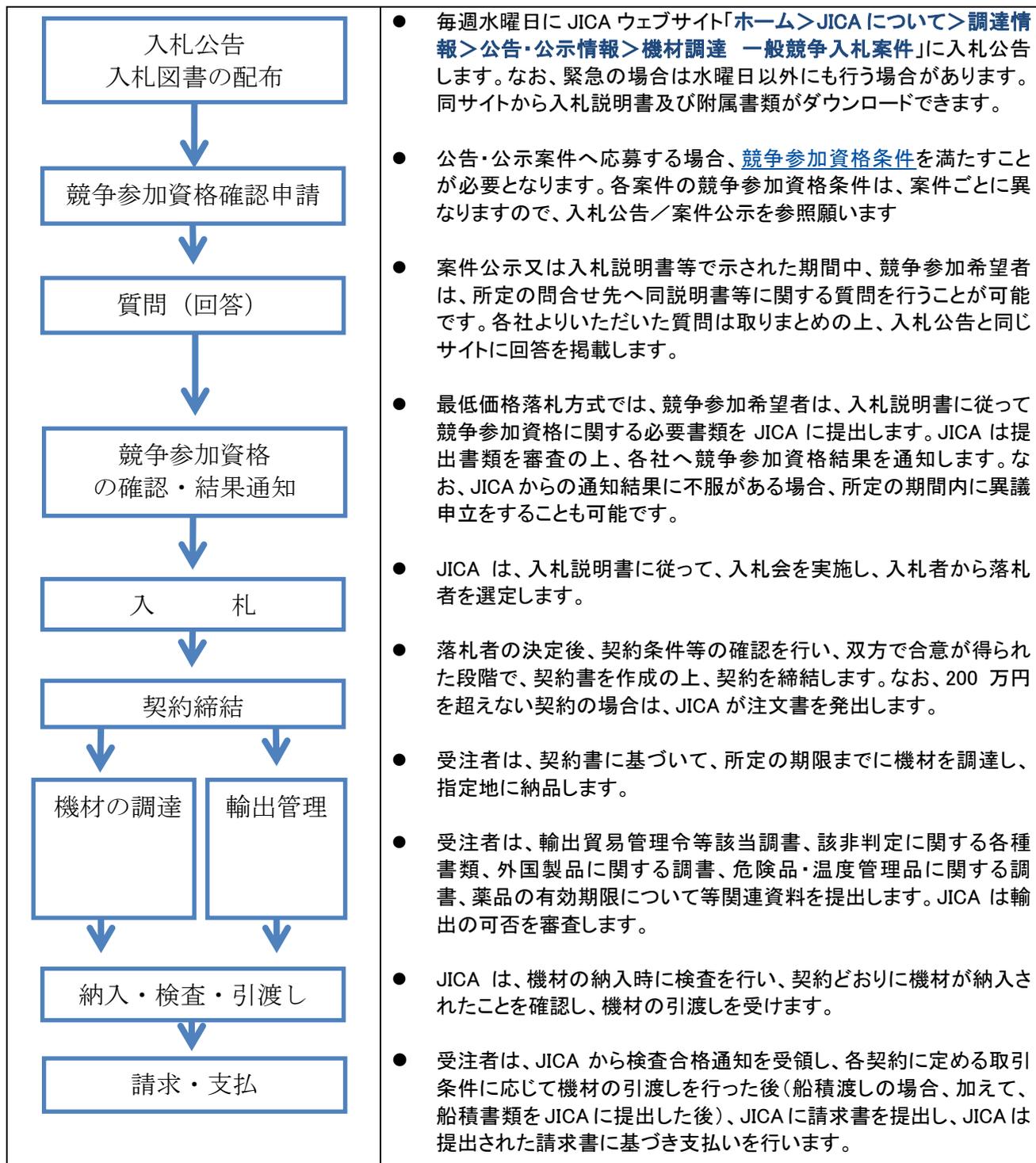
#### 5. JICA の取引条件とインコタームズの関係

貿易における取引条件については、国際商工会議所 (International Chamber of Commerce) が定めるインコタームズ (最新版は 2010 年版) が国際的に用いられますが、JICA と受注者との取引条件とは必ずしも合致しませんので JICA では、インコタームズを利用せず、契約内容に応じて、3 つの取引条件を使用しています。

## 第4章 調達手続き

契約予定金額が 160 万円を超える場合(高額機材の場合)には、以下の手続きにより一般競争入札による調達を実施しています。

表5: 高額機材における調達手続きの流れ



## 第5章 機材選定における留意事項

機材選定においては、応札者は次の点に留意していただきます。

- ア. 中古品は認められません。
- イ. 入札する機材は、特許法、著作権法等を遵守した機材であること。法令違反が判明した場合は、落札を取り消し又は契約を解除することがあります。
- ウ. 入札する機材は、グリーン購入法適合製品を優先して調達すること。
- エ. アスベスト、水銀、その他人体又は環境に悪影響を及ぼすおそれのある物質を含有する機材の調達は行わないこととします。
- オ. 受注者が独占禁止法あるいは刑法に定める談合等不正行為を犯し、行政処分または刑が確定したときは、受注者は談合等不正行為にかかる違約金として契約金額の 100 分の 10 を発注者へ支払うものとします。また、発注者はこの場合、該当契約を解除することが可能とします。
- カ. 東日本大震災の被災地（福島県、宮城県、岩手県）で生産された製品（部品を含む）の活用を推奨します。
- キ. 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づき、障害者就労施設等から購入できる場合は推奨します。

## 第6章 輸出規制関連規則の遵守

### 1. 輸出規制の概要

#### (1) 輸出規制の枠組み

我が国から輸出する場合に適用される輸出規制は表6のとおりです。輸出規制は「安全保障輸出管理による規制」と「それ以外の規制」に区分できます。

表6：輸出規制の枠組み

規制の種類	規制国	適用規則		備考
安全保障輸出管理による規制	米国	輸出管理法／輸出管理規則(EAR)の域外適用		米国再輸出規制
	日本	外国為替及び外国貿易法(外為法) 【貨物】輸出貿易管理令別表第1	1項～15項	リスト規制
		【技術】外国為替令別表	16項	キャッチオール規制
上記以外の規制		外為法／輸出管理令別表第2		
		輸出取引法・関税法・その他の法令		

我が国の輸出規制は、「外国為替及び外国貿易法(外為法)」の「輸出貿易管理令(輸出令)」をはじめとする各種関連法令により規定されています。また、米国製品や米国の技術による製品については、米国の輸出管理規則が「域外適用」されます。

輸出者は、これらの輸出規制関連規則を遵守するとともに、該当する輸出規制品がある場合には、JICA に報告することが義務付けられます。また、輸出許可または承認が得られない場合には、契約から該当する品目を解除することになりますので、輸出規制について十分に留意する必要があります。競争参加者はこの点を十分にご理解のうえ参加してください。

#### (2) 安全保障輸出管理による輸出規制

安全保障輸出管理とは、核兵器や生物・化学兵器等の大量破壊兵器の製造に転用可能な物品の輸出について、先進国が中心となって実施している国際的な輸出管理制度のことです。

日本においては、「外国為替及び外国貿易法(「外為法」)」、貿易輸出管理令(「輸出令」)及び外国為替令(「外為令」)等の法令により、リスト規制とキャッチオール規制が定められています。平成22年4月1日からは、法令違反に対する罰則が強化されるとともに、輸出者等遵守基準が施行され、輸出者は同基準に基づいて安全保障輸出管理を実施することが義務化されました(「輸出者等遵守基準を定める省令」((平成21年経済産業省令第60号))。

一方、米国製品や米国の技術による製品については、米国から日本に輸出された後に、第三国に再輸出される場合、米国の輸出管理規則(Export Administration Regulations :EAR)による規制を受けます(米国再輸出規制)。

## 日本の安全保障輸出管理規制

### 1) リスト規制

輸出しようとする貨物が、輸出管理令(輸出令)別表第1の1～15項で指定された軍事転用の可能性が特に高い機微な貨物に該当する場合又は提供しようとする技術が、外国為替令(外為令)別表の1～15項に該当する場合には、貨物の輸出先や技術の提供先がいずれの国であっても事前に経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

### 2) キャッチオール規制

リスト規制品以外のものを取り扱う場合であっても、輸出しようとする貨物や提供しようとする技術が、①大量破壊兵器等の開発、製造、使用又は貯蔵もしくは通常兵器の開発、製造又は使用に用いられるおそれがあることを輸出者が知った場合、又は②経済産業大臣から、許可申請をすべき旨の通知(インフォーム通知)を受けた場合には、輸出又は提供に当たって経済産業大臣の許可が必要となります。

安全保障輸出管理の詳細については、次のウェブサイトが参考になります。

☞ 我が国の安全保障貿易管理:①及び②

☞ 米国再輸出規制:②、③及び④

① 経済産業省「安全保障貿易管理(Export Control)」

<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/>

② 一般財団法人安全保障貿易情報センター(CISTEC)

<http://www.cistec.or.jp/>

③ 米国商務省産業安全保障局(Bureau of Industry and Security: BIS)

<http://www.bis.doc.gov/>

④ 独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ) 貿易・投資相談 Q&A

(「米国原産品または米国原産品を含む製品を日本から再輸出する際の EAR の規制および再輸出許可申請方法」)

[http://www.jetro.go.jp/world/n\\_america/us/qa/01/04A-020135](http://www.jetro.go.jp/world/n_america/us/qa/01/04A-020135)

### (3) 安全保障輸出管理以外の輸出規制

安全保障輸出管理以外の輸出規制については、概要を表7及び表8を参考にしてください。

表7:日本の輸出規制の概要

外国為替および 外国貿易法 (外為法) 輸出貿易管理令 (輸出令) 外国為替令 (外為令)	輸出許可 が必要なもの 輸出令別表第1 外為令別表	国際的な平和及び安全を 妨げる貨物 (安全保障貿易管理)	リスト規制 (第1-15項)
	輸出承認 が必要なもの 輸出令別表第2	①国内需給物資を確保する必要があるもの 【血液製剤、配合飼料、うなぎの稚魚など】 ②輸出取引秩序維持物資 【漁労設備を有する漁船】 ③輸出してはならない貨物 【偽造通貨、麻薬、風俗を害する書籍】 ④国際協定等に定められた貨物 【ダイヤモンド原石、核燃料・核燃料物資、米国向け冷凍あさり・蛤など、オゾン層破壊物質、特定有害廃棄物、特定化学物質の農薬・駆除剤など、絶滅のおそれのある野生動植物】 ⑤知的財産権侵害物品	キャチオール規制 (第16項)
輸出入取引法	①工業所有権および著作権侵害物品、②虚偽の原産地を表示した貨物、③輸出契約の要件を著しく欠く取引、④政令で定める不公正取引		
関税法	①麻薬および向精神等、②児童ポルノ、③知的所有権を侵害する物品、④不正競争防止法に規定する不正競争行為を伴う物品(周知表示混同惹起、著名表示冒用、原産地等誤認惹起、代理人等の商標冒用、商品形態模倣頒布)		
その他の法令	文化財保護法、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、麻薬及び向精神薬取締法、あへん法、覚せい剤取締法、狂犬病予防法、家畜伝染病予防法、植物防疫法、道路運送車両法		

表8:その他輸出規制法令の概要

法令名	規制品目	主管省庁
文化財保護法	重要文化財又は重要美術品、天然記念物、重要有形民俗文化財	文化庁
鳥獣の反故及び狩猟の適正化に関する法律	鳥、獣及びそれらの加工品、鳥類の卵等	環境省
麻薬及び向精神薬取締法	麻薬、向精神薬、麻薬向精神薬原料等	厚生労働省
あへん法	あへん、けしがら	
覚せい剤取締法	覚醒剤、覚醒剤原料	
狂犬病予防法	犬、猫、あらいぐま、狐、スカンク	農林水産省
家畜伝染病予防法	偶蹄類の動物、馬、鶏、アヒル、兎、蜜蜂及びこれらの肉・ソーセージ・ハム等、稲藁(一部)	
植物防疫法	植物(顕花植物、シダ類または蘚苔類に属する植物)、有害植物、有毒動物(昆虫・ダニ等)	
道路運送車両法	中古自動車	国土交通省

## 2. リスト規制にかかる確認

### (1) 該当・非該当・対象外の判定

輸出者は、契約する機材の各品目について、表9のいずれの区分(該当/非該当/対象外)に該当するかを判定します(該非判定)。その際には、製造会社等から該非判定書を取り付けます。該非判定書とは、該非判定の結果を記載したものであり、一般財団法人安全保障

貿易情報センター(CISTEC)が作成販売している「項目別対比表」や「パラメータシート」が広く使われています。該非判定の根拠が明確に示されるものであれば製造会社の独自の様式でも構いません。また、取り付けた該非判定書に不明なところがある場合には、製造業者等に問い合わせ、必要に応じ、根拠となる技術資料を取り付けて確認します。

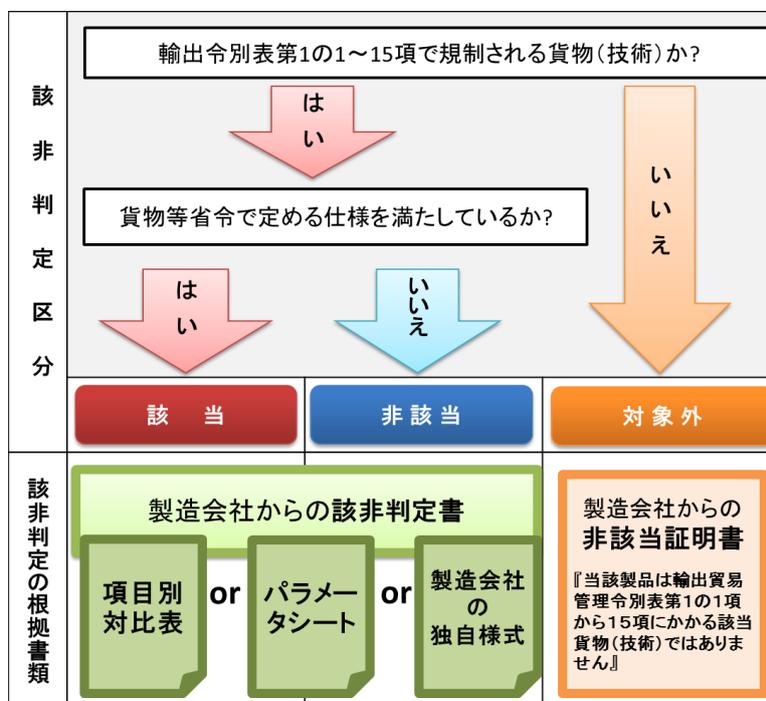
表9: 該当／非該当／対象外の区分

①	該当	リスト規制の品目に含まれ(輸出令別表第1 <sup>1</sup> の1～15項に規制する項番があり)、かつ、貨物等省令で定める基準を満たす
②	非該当	リスト規制の品目に含まれるものの(輸出令別表第1 <sup>1</sup> の1～15項に規制する項番があるものの)、貨物等省令で定める基準を満たさない
③	対象外	リスト規制の品目に含まれない(輸出令別表第1 <sup>1</sup> の1～15項に規制する項番がない)

「対象外」すなわち輸出令別表第1の1～15項に項番がない場合は、当該機材の製造業者等から「当該製品は輸出貿易管理令別表第1(ソフトウェアの場合は外為令別表)の1項から15項にかかる該当貨物(技術)ではありません」との趣旨の証明書を取り付けるようにしてください(一般に「非該当証明書」と呼ばれています)。該非判定書は不要です。

製造会社から該非判定書、非該当証明書を取り付けることが困難な場合には、輸出者が、根拠資料をもとに該非判定書及び非該当証明書を作成します。

図1: 該非判定における区分(該当、非該当、対象外)



<sup>1</sup> 調達機材にソフトウェアが含まれる場合には、輸出貿易管理令(輸出令)ではなく外国為替令(外為令)により

規制されるため、「輸出令別表第1」は「外為令別表」と読み替えてください。

## **(2)リスト規制品の輸出許可の要否確認**

上記(1)の結果、リスト規制に該当するアイテムがあったとしても、輸出許可が不要な場合があります。例えば「一定の範囲の貨物の中で、貨物の種類毎に定められた一定の価格以下のもの」は輸出許可が不要になります(少額特例)。落札者は、少額特例等の適用の可否を確認し、輸出許可が必要なものと不要なものとを特定します。

## **3 米国再輸出規制にかかる確認**

### **(1)ECCN の確認と該非判定**

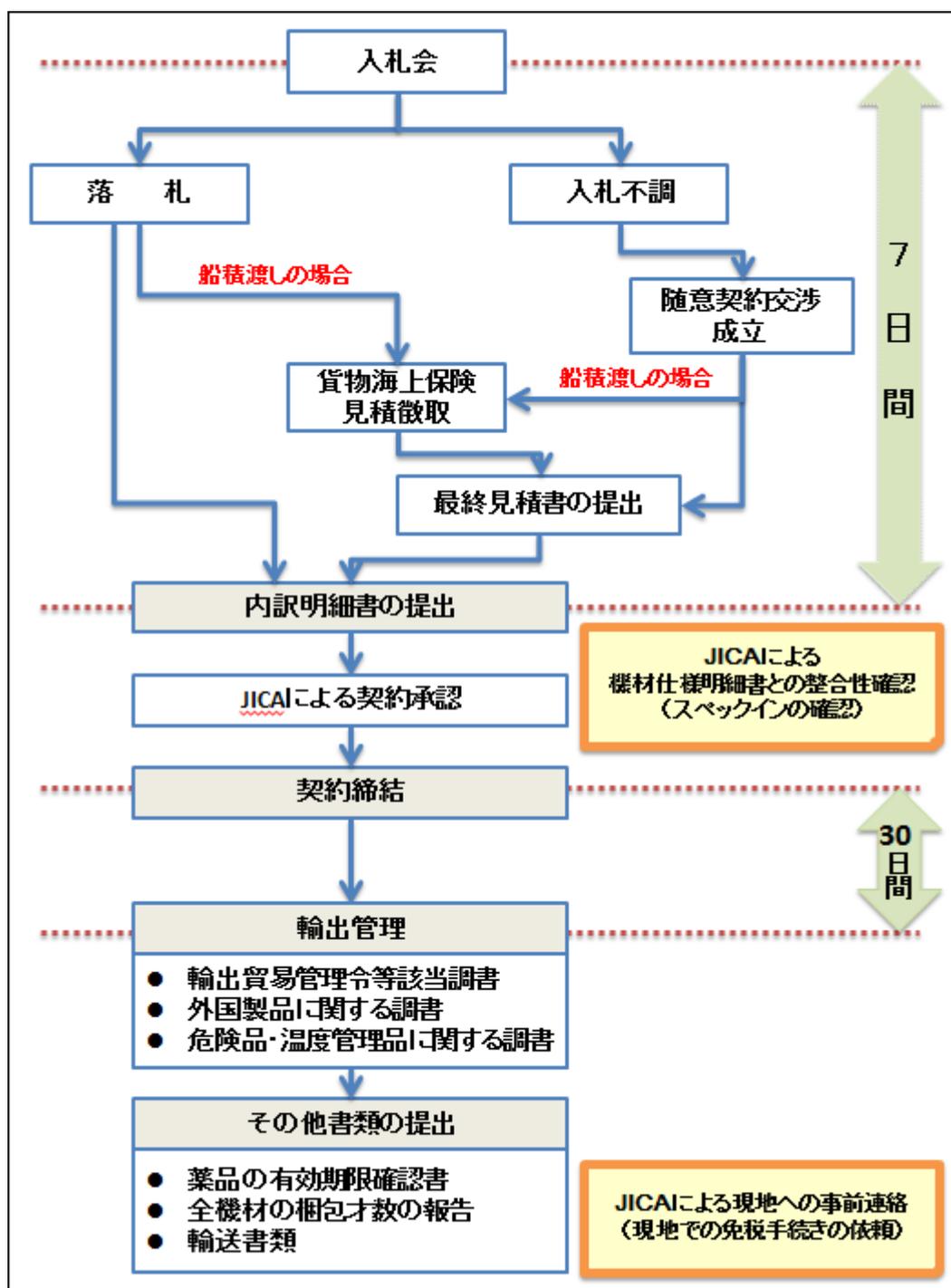
米国製品又は米国の技術による製品については、落札者は、製造会社等から規制品目分類番号(ECCN:Export Control Classification Number)及び米国再輸出規制に該当するか否かの判定書(該非判定書)を取付け、規制該当品か否かを判定します。

製造会社等から該非判定書を取り付けることが困難な場合には、落札業者が、根拠資料をもとに該非判定書を作成します。

### **(2)米国再輸出規制の該当品の輸出許可の要否確認**

上記【1】で米国再輸出規制の該当品であっても、少額の場合など「許可例外」の対象となる場合には、輸出許可が不要です。許可例外の適用の可否を確認し、米国再輸出規制に係る輸出許可が必要なものと不要なものとを特定します。

図2 入札会から契約締結までの流れと提出書類



## 第7章 入札会、契約締結、支払までの手続き

ここでは、入札会、契約締結、引渡し、立会検査、契約金の請求・支払の各手続の詳細について、関連書式と併せて説明します。

### 1. 入札会

#### (1) 入札会

入札会は、原則として毎週火曜日に、当機構内の指定した入札室において開催します。

- 提出していただく書類
- 競争参加資格確認通知書の写し: 1通
  - 委任状(様式雛形あり): 1通(代表権を有する者の出席の場合は不要)
  - 入札書(様式雛形あり): 3通  
(不調の場合最高 3 回まで実施します。予め入札会出席者等の捺印があるものを準備しておいて下さい。)

入札会の手順は以下のとおりです。

#### ア. 入札会出席者の確認:

入札事務担当者が入札会出席者名簿を回付し、各入札会出席者へ署名を求めます。入札会出席者は原則として各社につき1名とします。

#### イ. 委任状等の受理(代表権を有する者が出席の場合は不要):

各入札会出席者は、委任状(様式雛形あり)及び競争参加資格確認通知書の写し1通を提出します。

#### ウ. 入札会出席者氏名及び委任状等の内容確認:

入札事務担当者は、イ. で提出された書類の記載内容を確認します。

#### エ. 入札書の投入:

各入札会出席者は、入札書(様式雛形あり)を入札箱へ投入します。

#### オ. 開札及び入札書の内容確認:

入札事務担当者が、投入された入札書の記載内容を確認します。

#### カ. 入札金額の発表:

入札事務担当者が、入札金額を低い順番から読み上げます。

キ. 予定価格の開封及び入札書との照合:

入札執行者が、予定価格を開封し最低入札金額と照合します。

ク. 落札者の発表:

入札執行者が、「落札」または「不調」を発表します。開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、抽選により落札者を決定します。

入札者すべての入札金額が予定価格を超える場合には、ただちに再入札を行います。再入札を2回まで行っても落札者がいないときは、入札を打ち切ります。

入札会出席者は、「入札会出席に当たっての留意事項」(次頁:参考資料)を熟読の上、入札会に出席してください。

(2) 辞退

競争参加資格確認通知書を受けたあと、何らかの事由により当該入札会への出席を辞退するような事態が生じた場合には入札会の前日までに辞退書(様式雛形あり)の提出が必要となります。

また、「不調」の結果に伴い、入札会出席中に再入札を辞退するような場合については、下のように入札書金額欄に「入札金額」の代わりに「辞退」と記載し、入札箱に投入します。

金			辞				退			円
---	--	--	---	--	--	--	---	--	--	---

(3) 入札不調に伴う随意契約交渉と見積書の提出

再入札を2回まで行っても落札者がいないときは、入札金額の最も低いものから、順次随意契約の交渉を行います。契約交渉の結果、予定価格以下の見積金額を提示した者を契約相手と決定します。

## 入札会出席に当たっての留意事項

入札会出席者は、下記について、信義を守り誠実に実行して下さい。  
なお、不正行為による入札を行った場合は、当機構の規定に基づき、厳正なる措置を講ずることとなりますのでご留意下さい。

## 記

## 1. 事前準備

- (1) 入札会出席者は、入札公告、入札説明書、同附属書（機材仕様明細書、梱包条件書、輸送条件書等）に記載の内容を熟読してください。
- (2) 入札金額の対象となる価格について、入札説明書の指示を確認してください。
- (3) 入札書の無効、入札者の失格については、入札説明書の記載を熟読し理解してください。

## 2. 入札会当日の心得

- (1) 入札執行開始時刻に間に合わなかった者は、入札会に参加できません。
- (2) 入札書は、JICAの指示に従い入札箱に投入します。
- (3) 一旦提出した入札書を引換、変更又は取消すことはできません。
- (4) 入札書を入札箱に投函する前であれば、入札権限を委任された入札会出席者の印（委任状の印と同じもの）を訂正印として使用し、入札書を変更することができます。
- (5) 機構の職員の職務執行を妨害したり、他者の競争参加を妨害したり、機構の指示に従わなかったりしたときは失格となります。

以上

## 2. 契約締結

入札会から契約締結までの手続きを以下に説明します。手続きの流れを図2(P.16)にまとめましたので参考にしてください。

### (1)最終見積書の提出

次の場合は、最終見積書の提出が必要です。

(ア) 入札不調のため随意契約交渉により契約交渉相手を決定する場合

(イ) 船積渡しの場合(保険料を加算する。)

(ウ) 本邦指定場所渡しの場合(消費税等額を加算する。)

仕向地渡しの場合には、最終見積書の作成は不要ですので、(2)に進んでください。

#### (ア)入札不調のため随意契約交渉により契約交渉相手を決定する場合

契約交渉の結果、予定価格以下の見積金額を提示した者を契約相手と決定します。契約相手と決定された者は、最終見積書(様式雛形あり)を JICA に提出します。

なお、船積渡しの場合には、貨物海上保険料を加算する必要があるため、次の(イ)に従って、最終見積書を作成してください。

#### (イ)船積渡しの場合

落札者または随意契約交渉により契約相手として決定した者は、JICA が特約を締結している保険会社から特約条件の貨物海上保険料の見積り(料率は特約で定めています。保険料の現場戻し※はありません。)を取り付け、落札価格(随意契約交渉による場合には、見積金額)に貨物海上保険料を加算した最終見積書(様式雛形あり)を提出します。JICA は最終見積金額を査定の上、契約金額を確定します。なお、落札者は保険申込み及び保険料払い込みを行います。被保険者は JICA になります。

※ 保険料の一定割合を割引く外航貨物海上保険特有の実務のことです。この現場戻しが適用される場合の保険料は、割引適用前のグロス保険料と割引分の保険料を控除したネット保険料に分けて計算され、保険会社にはネット分の保険料が支払われる。この割引かれて契約者の手元に残る保険料が現場戻しとなります。ボーナスとも呼ばれます。

#### (ウ)本邦指定場所渡しの場合

入札額を 100/108 の金額とするように指定しているため、改めて、消費税等額を加算した金額の最終見積書を提出してください。

➤ 提出していただく書類:

- 最終見積書(様式雛形あり): 正本1通

## (2) 内訳明細書の提出

契約を締結しようとする者は、納入機材の仕様と納期の確認を製造会社と行います。確認結果を踏まえて、内訳明細書を作成して、入札日の翌日から起算して7営業日以内に JICA に提出します。7営業日以内に内訳明細書の提出がない場合には、当該落札者を失格とすることもあります。

内訳明細書は、内訳明細書は機材仕様明細書に単価欄と金額欄を加えた様式(様式雛形あり)としてください。全アイテムのあとに機材代金の合計を記載してください。船積渡しと仕向地渡しの場合には、その下に行を追加し、輸送費、保険料を記載し、一番下に総合計(契約金額)を記載してください。これらの金額が輸送書類のインボイスに記載される内訳金額と一致することになります。技師派遣等付随業務がある場合は、これらの経費の下に行を追加して記載し、一番下に総合計(契約金額)を記載してください。

分割納入、分割払いの場合には、ロットごとに機材代金の合計を記載し、船積渡しと仕向地渡しの場合で輸送が分かれる場合には、それぞれの輸送費、保険料を記載してください。技師派遣等付随業務が複数回ある場合には、それぞれの金額を記載し、一番下に総合計(契約金額)を記載してください。

内訳明細書を作成したら、まずメールに添付して JICA の担当者に提出してください。JICA は、提出された「内訳明細書」の記載内容の妥当性(参考銘柄以外の機材については、機材仕様明細書等の仕様に合致しているかどうか)を審査し、JICA 内部で契約承認手続きを行います。問題がある場合には訂正していただきます。

審査後問題なければ、社印を押した内訳書表紙(様式雛形あり)とともに正式に提出してください。問題があれば、補正していただきます。

### ➤ 提出していただく書類:

- 内訳書表紙(様式雛形あり): 正本1通
- 内訳明細書(様式雛形あり): メール添付1通、正本1通

## ア. 内訳明細書記載内容

内訳明細書(機材仕様明細書)(様式雛形あり)については、機材仕様明細書に基づいて、Item No.、機材名、型式、仕様、数量、単価及び金額を記入します。参考銘柄以外の機材を調達する場合には、型式、仕様を調達する製品の仕様に基づき記載してください。また、参考銘柄の機材を調達する場合であっても、必要に応じて追記してください。

各ページ最終行には小計金額を記入し、最終ページには小計金額、輸送費・保険料(船積渡し、仕向地渡しの場合)、消費税額等(本邦指定場所渡しの場合)、技師派遣経費・現地工事経費(付帯している場合)と合計金額を記入下さい。分割納入の場合は、各納入時期別に機材を分けて記載します。

内訳明細書(総則)(様式雛形あり)は、機材仕様明細書の総則を別紙としている場合にのみ作成し、その他の場合には省略します。

#### イ. 機材仕様に変更等がある場合

当該機材の製造中止など、製造会社の都合によりやむを得ず納入機材の仕様変更があった場合は、仕様変更届(様式雛形あり)と、製造会社による仕様変更理由書(様式雛形あり)を1通ずつ、内訳明細書の提出に先立ち JICA に提出します。

製造会社による仕様変更理由書には、製造中止又は仕様変更になった理由、同等品以上であることを証明する仕様比較等を記載します。変更機材が、当初機材の同等品以上であることが証明された場合のみ仕様変更が認められます。

#### (3) 契約内容の確認・契約書の作成

正式な内訳明細書が提出されたあと、JICA において内部手続きがあります。完了後、契約相手と決定された者は、契約書雛形及び JICA からの指示に基づき契約書を作成し、JICA に提出します。契約書雛形及び JICA の指示内容から変更がある場合には必ず JICA に確認して下さい。契約書の雛形は次の JICA ウェブサイトからダウンロードできます。取引条件により異なります。ただし、入札説明書において、契約書の雛形を個別に指定している場合にはそちらに従ってください。

「ホーム>JICA について>調達情報>調達ガイドライン・様式>様式 一般競争入札(海外向け機材)」 [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/oversea/op\\_tend.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/oversea/op_tend.html)

契約書の構成は、案件によって異なりますが、標準的な案件では以下のとおりです。

- ・機材調達契約書
- ・機材調達契約約款
- ・内訳明細書
- ・梱包条件書
- ・輸送条件書(船積渡し、仕向地渡しの場合)
- ・技師派遣条件書(技師派遣がある場合)
- ・工事仕様書(現地工事がある場合)
- ・図表(必要な場合)

契約書の必要部数は次のとおりです(契約書の日付は、内訳明細書の確認及び当機構の内部決裁が完了後に当機構が指定します。)。JICA は上記契約書受領後、契約担当役理事印の押印済の正本1通を落札者に返却します。

#### ➤ 提出していただく書類:

- 契約書: 正本2通
  - ✓ 正本2通については袋綴じし、必要箇所に押印します(次頁参照)。
  - ✓ 写し1通については袋綴じせず、正本と一緒に提出します。

なお、契約締結時に内訳明細書を確定した機材の変更は、相応の理由がない限り認められません。

## 契約書の押印箇所(2箇所)

### 1. 押印(署名欄)

上記契約の締結を証するため、…各自その1通を保有するものとする。	
20 年 月 日	
発注者	
受注者	①
	②
	← 受注者代表者印 (役職印)

### 2. 割印(契約書最終頁、下から1/3)

	袋綴じ部分
	②
受注者代表者印 (役職印)	← ②

### 3. 輸出管理

#### (1) リスト規制、米国再輸出規制、その他の規制にかかる確認

受注者は、輸出規制関連法規に基づき輸出許可または輸出承認が必要な機材の有無を確認し、「輸出貿易管理令等該当調書(様式雛形あり)」を作成します。

本調書で報告するものは次の4つです。

- A. 輸出令別表第1による輸出許可の必要な機材(リスト規制品)の有無
- B. 米国再輸出規制による輸出許可の必要な機材の有無
- C. 輸出令別表第2による輸出承認の必要な機材の有無
- D. 輸出入取引法・関税法・その他の法令により許可・承認が必要な機材の有無

受注者が輸出者となる船積渡し・仕向地渡しの場合には、**受注者が社内規定に基づき該非判定を行ったときの書類**を「輸出貿易管理令等該当調書」に添付し提出します。輸出許可または輸出承認が必要なときは、受注者が自ら所管省庁から必要な許可・承認を取得し、JICA はこれを支援します。**用途・需要者については JICA が確認していますので、受注者が求める場合には用途・需要者チェックリストを提供することができます。**

JICA が輸出者となる本邦指定場所渡しの場合には、受注者は**全アイテムに関しメーカーからの項目別対比表、パラメーターシート、非該当証明書等各種書類**を取り寄せ、「輸出貿易管理令等該当調書」に添付し JICA に提供します。

外国製品が含まれる場合には、「外国製品に関する調書」(様式雛形あり)を提出します。米国製品が含まれる場合には、ECCN を確認します。

輸出令別表第2やその他の法令により規制されているものがあれば、「輸出貿易管理令等該当調書」とともに関係資料を提出します。

#### (2) その他の確認

調達する機材に危険品や温度管理品(冷凍品・冷蔵品)が含まれている場合には「危険品・温度管理品に関する調書」(様式雛形あり)を提出します。その場合には、英文の「安全データシート(SDS)」又は「成分表」も併せて提出してください。

調達する機材に薬品が含まれている場合には「薬品の有効期限について」(様式雛形あり)を提出します。原則として、仕向地到着後 1 年以上の有効期限が必要です。

本邦指定場所渡しの場合、JICA が輸送手段を手配します。そのために、全機材の梱包才数が必要です。

#### (3) 注意事項

「輸出貿易管理令等該当品調書」、「危険品・温度管理品に関する調書」については、製造会社からの書面等が必要なため作成に時間を要する場合がありますので、前広に準備し、提出期限内に提出できるようにしてください。

輸出許可物品の許可の取得が不可能であると判断される場合、当該物品及びその使用に不可欠な附属物品の発注を取り止め、当該物品の契約を解除します。

提出書類と必要部数及び提出期限は表11のとおりです。

表11: 提出書類一覧

	書類名等	部数	提出期限
1	輸出貿易管理令等該当調書(様式雛形あり)、社内規定による書類及び項目別対比表、パラメーターシート、該非判定書等関連資料	1式	契約締結から30日以内 (契約締結日の翌日から起算)
2	外国製品に関する調書 (様式雛形あり)	1通	
3	危険品・温度管理品に関する調書 (様式雛形あり)	1通	
4	薬品の有効期限について (様式雛形あり)	1通	機材納品予定日の7営業日前まで (機材納品予定日の前日から起算)
5	全機材の梱包才数の報告 (ただし、本邦指定場所渡しの場合のみ)	1部	機材納品予定日の30日前まで (機材納品予定日の前日から起算)

## 4. 立会検査

### (1) 立会検査の連絡

機材の納入が可能となった時点で立会検査を行います。立会検査の場所は、受注者が手配してください。実施予定日の少なくとも 2 週間前までに、検査願書(様式雛形あり)を提出し、日時や場所等を JICA に連絡します。

JICA から立会検査員の氏名・連絡先を連絡します。同時に納入する機材は、できるだけ全て同時に立会検査が実施できるように調整をお願いします。

- 提出していただく書類:
- 検査願書(様式雛形あり):1 通  
(分割納入の場合はその都度検査願書を提出して下さい)

### (2) 立会検査の実施

立会検査は梱包前の状態で実施します。機材の性格上直接検査することが不可能な場合を除いて、立会検査員は契約書附属の内訳明細書に記載されている全品目について、仕様記載事項と照合・確認し、数量、電源、型番、製造番号、提出書類等を検査し、最後に搬入日、搬入先、ケースマーク等を確認します。また、合格機材については JICA 所定のラベル及び日章旗を貼付します。

検査を迅速、正確に行うために、検査機材は開梱した状態で内訳明細書の番号順に並べて置くようにします。機材毎の同梱資料等については、あらかじめ一覧リストを作成します。なお、直接検査することが不可能な場合には、代替する検査方法の提案と併せて、事前に JICA に報告し許可を得てください。JICA では検査方法の妥当性を確認します。

検査終了後、立会検査員が持参する立会検査記録の契約相手責任者欄に署名してください。

## 5. 引渡し

### (1) 船積渡しの場合

機材の納入は、JICA が派遣する立会検査員が検査を行い、JICA が定める検査職員は、その報告を以って合否を判定します。

受注者は、上記検査で納入された機材に問題がなければ、機材を輸出用に梱包し、受注者自らが手配する輸送会社に引渡して船積みを行い、船積書類一式を JICA に提出します。提出に当たっては輸送書類提出様式・受領書(様式雛形あり)にチェックを記入したものを表紙として提出してください。輸送日程報告カード(様式雛形あり)も併せて提出してください。JICA が船積書類一式を受領した時点で、JICA への引渡しが完了したことになります。

### (2) 仕向地渡しの場合

機材の納入は、仕向地において、JICA が派遣する立会検査員が検査を行い、JICA が定める検査職員は、その報告を以って合否を判定します。

受注者は、上記検査で納入した機材に問題がなければ、荷受人(コンサイニー)に引き渡して完了となります。

仕向地での引渡しに先立ち、受注者は、船積書類一式を JICA に提出します。提出に当たっては輸送書類提出様式・受領書(様式雛形あり)にチェックを記入したものを表紙として提出してください。輸送日程報告カード(様式雛形あり)も併せて提出してください。

### (3) 本邦指定場所渡しの場合

機材の納入は、JICA が派遣する立会検査員が検査を行い、JICA が定める検査職員は、その報告を以って合否を判定します。

受注者は、上記検査で問題がなければ、機材を梱包し、JICA の指定倉庫に搬入します。JICA が指定倉庫への搬入を確認した時点で、JICA への引渡しが完了したことになります。

受注者は、機材納品予定日の 30 日前までに全機材の梱包才数(概算容積(m<sup>3</sup>)、概算重量(kg))を報告して下さい。JICA はそれに基づいて輸送業者と指定倉庫を決定します。指定倉庫が決定するまでは搬入できません。梱包才数の報告が遅延したために搬入が遅延し、引渡期限に間に合わなかった場合は、受注者の責任として延滞違約金の対象となります。

搬入後の輸出業務は JICA が選定する輸送会社が担当しますが、以下の輸出手続きに必要な関係書類を JICA へ遅滞なく提出してください。

- INVOICE、PACKING LIST に係るもの(全機材の機材リスト・パッキングリストを一般機材、危険品、温度管理品(冷凍)、温度管理品(冷蔵)に区分した英文リストの作成(可能な限り電子データによる)等)
- 危険物の取扱いにかかるもの(安全データシート(SDS)又は成分表等)
- 輸出許可申請に係る書類(該非判定書等)
- その他(輸出申告に求められる説明資料等の作成等)

## 6. 技師派遣・現地工事等付随する業務

契約によっては、技師派遣や現地工事等付随する業務があります。

機材が到着しなければ業務が遂行できませんが、仕向国での輸入通関手続きは、予想以上に時間がかかる場合があります。柔軟なスケジュールを組むとともに、JICA と綿密に連絡をとって日程を決定してください。

また、技師派遣条件書や工事仕様書をよく確認し、受注者がすべき手続きを遅滞・遺漏なく行ってください。一般的には以下のような手続きがあります。

- (1) 受注者の責任において、航空便手配、ビザ取得、入国のための手続き、宿舎手配等を行う。JICA は必要に応じ側面支援を行う。
- (2) 受注者は、派遣国の安全情報、感染症情報等を確認し、派遣される技師に情報を提供するとともに、必要な措置を取る。JICA は、必要に応じ派遣国における JICA 安全対策措置や国別生活情報等を受注者に提供する。
- (3) 受注者は、技師と派遣期間を決定次第、「技師派遣情報」(様式雛形あり)、技師のパスポートコピー、海外旅行保険証券コピーを JICA に提出する。

契約に含む費用は、一般には以下のとおりですが、案件によって異なることがあるので、正確には入札説明書の「技師派遣条件書」を確認してください。

- ・旅費(航空賃、日本国内交通費、現地交通費、宿泊料等含む)
- ・人件費
- ・ビザ等入国のために必要な経費
- ・業務に必要な工具の運搬費用
- ・業務に必要な現地で調達する消耗品等の購入費
- ・その他必要な経費

技師派遣や現地工事等にかかる費用は、業務完了後に支払われます。前払いは不可です。契約で特に定めない限り、請負契約のため、技師人数、派遣期間、旅費等が変動しても精算は行いません。

技師業務や現地工事が完了したとき、現地にて、JICA が派遣する立会検査員が立会検査を行います。このとき、技師業務完了時立会検査記録(様式雛形あり)又は現地工事完了時立会検査記録(様式雛形あり)に立会検査員及び技師又は現地工事責任者の双方が署名します。2部作成し、1部は現地の JICA 事務所に提出し、1部は受注者の控えとします。受注者は、当該立会検査記録などに基づき全ての業務が完了したことを確認したうえで、JICA に業務完了報告書(様式雛形あり)を提出します。

技師業務や現地工事の安全対策措置等にかかる受注者・発注者の責任は、一般に契約に基づいて、以下のとおりとなります。

- (1) 受注者は、海外に派遣される技師の生命・身体等の安全優先を旨として、自己の責任と負担において、派遣する技師の勤務上の安全に配慮するとともに、仕向国及び技師の業務場所における治安、災害等に関する情報を継続的に収集し、必要な安全対策

を講じて、派遣する技師の安全確保に努めなければならない。受注者は、治安状況の変化その他重要な情報を入手した場合は、発注者に報告しなければならない。

- (2) 発注者は、受注者が派遣する技師の安全確保上重要と思われる情報を入手した場合は、受注者に対し速やかに提供するものとする。
- (3) 受注者は、技師の身体及び財産の安全を確保するために危険地域からの退避その他の措置(以下「安全対策措置」という。)を実施する場合は、発注者と協議するものとする。ただし、非常の場合又は危険切迫の場合等において、安全対策措置の速やかな実施について発注者と協議する時間がないときは、協議を経ないで安全対策措置を実施することができる。その場合、事後速やかに発注者に報告しなければならない。
- (4) 受注者は、派遣する技師に対し、以下の安全対策措置を講じるものとする。
  - 1) 以下の基準を満たす海外旅行保険を付保する。
    - ・死亡・後遺障害 3,000万円 (以上)
    - ・治療・救援費用 5,000万円 (以上)
  - 2) 業務を実施する国・地域への到着後、速やかに、滞在中の緊急連絡網を作成し、発注者の在外事務所等に提出する。なお、技師が3か月以上現地に滞在する場合は、併せて、在留届を在外公館に提出させる。
  - 3) 業務を実施する国・地域への渡航前に、外務省が邦人向けに提供している海外旅行登録「たびレジ」に、技師の渡航情報を登録する。
  - 4) 現地への渡航に先立ち、発注者が発注者のウェブサイト(国際協力キャリア総合情報サイト PARTNER)上で提供する安全対策研修(Web 版)を派遣する技師に受講させる。
- (5) 発注者は、受注者の要請があった場合及び緊急かつ特別の必要性があると認められる場合、受注者と共同で又は受注者によって、技師に対し安全対策措置のための指示をおこなうことができるものとする。

## 7. 契約金請求・支払い

### (1) 契約金の請求

受注者は、各契約に定める取引条件に応じて機材を納入し、JICA から検査合格通知を受領した後（船積渡しの場合、加えて、船積書類を JICA に提出した後）、契約金請求のため、次の書類を速やかに JICA に提出してください。

なお、技師派遣業務等付随する業務がある場合には、機材引渡し時の支払金額は、契約金額から当該業務の対価を除いた金額の 9 割を上限とします。残額は、当該業務の検査に合格した後に支払います。

- 提出書類
  - ・請求書 1 通
- 提出時期（機材の引渡し後）
  - ・船積渡し：本邦船積前検査合格通知受領、船積書類 JICA 提出後
  - ・仕向地渡し：現地納入前立会検査合格通知受領後
  - ・本邦指定場所渡し：本邦納入前立会検査合格通知受領、JICA 指定場所納入後

### (2) 支払手続き

JICA は、請求書、在庫証明書（輸送会社から）を受け取り次第、内容を確認のうえ、支払いの手続きを行います。指定口座への入金は、「適法なる支払請求書を受領した日から 30 日以内」に行います。

### (3) 請求書作成上の留意事項

請求書の作成にあたっては以下の事項にご注意下さい。なお、下記事項を満たしていれば、貴社定型の書式による請求書を使用して構いませんが、用紙サイズが A4 判より小さい場合、A4 判白紙に貼るなどして提出してください。

- ✓ 正式な案件名を記入する。
- ✓ 宛先は独立行政法人国際協力機構とする。
- ✓ 請求金額の合計は消費税額等を含む。（消費税が発生する場合のみ）
- ✓ 会社印を押印する。
- ✓ 振込銀行、口座番号等を明記する。
- ✓ 契約書に添付する内訳明細書の添付は不要です。